

顕彰・援助事業 Q&A

Q1 過去に受賞したことがある人（団体）は再び応募できますか？

A 応募していただけます。

ただし、過去10年間に当財団の賞や援助等を受けられていない方に限ります。

- ・援助事業については、過去5年間に当財団の賞や援助等を受けていない団体は同事業に応募いただけます
- ・なお過去に「災害復興援助」を受けた団体は、贈呈した援助金を使い切り『使途報告書』を提出いただければ、報告書提出の翌年度から「災害復興援助」に限り応募いただけます

応募されただけで実際に賞や援助等を受けられたことがない場合は、何度でもご応募いただいて結構です。

過去10年間の受賞者と援助金贈呈先は、当財団事務局へご連絡いただければお調べできます。

Q2 リジョンや連盟の賞を受けた人（団体）も応募できますか？

A 特に制限はありません。

Q3 応募できない関係者とは、どのような人ですか？

A 「社会ボランティア賞」「学生ボランティア賞」「活動資金援助」「災害復興援助」は、ソロプチミスト会員の配偶者、親、子、クラブがスポンサーする団体（ベンチャークラブ、シグマソサエティ、Sクラブをさします）、そしてソロプチミスト会員が運営管理に携わっている団体です。

《 応 募 資 格 》

<p>社会ボランティア賞 [顕彰事業]</p>	<p>趣旨にかなっている個人または団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国の国家的表彰を受けていないこと(大臣表彰は問いません) ・過去10年間に当財団の賞や援助等を受けられた方はご応募いただけません ・ソロプチミスト会員および関係者はご応募いただけません (関係者＝会員の配偶者、親、子、クラブがスポンサーしている団体、及びソロプチミスト会員が運営管理に携わっている団体) <p>*法人は対象としませんが、特定非営利活動法人はご応募いただけます</p>
<p>学生ボランティア賞 [顕彰事業]</p>	<p>趣旨にかなっている個人または団体</p> <p>かつ中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校あるいはそれと同等の教育機関に在籍している個人または団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国の国家的表彰を受けていないこと(大臣表彰は問いません) ・過去10年間に当財団の賞や援助等を受けられた方はご応募いただけません ・ソロプチミスト会員および関係者はご応募いただけません (関係者＝会員の配偶者、親、子、クラブがスポンサーしている団体、及びソロプチミスト会員が運営管理に携わっている団体) ・個人の場合、年次贈呈式当日において学生であり、かつ応募申請書に記載の活動をしている人
<p>ソロプチミスト日本財団 活動資金援助 [援助事業]</p>	<p>趣旨にかなっている団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国の国家的表彰を受けていないこと(大臣表彰は問いません) ・過去5年間に当財団の賞や援助等を受けた団体は援助事業にご応募いただけません ・ソロプチミスト会員および関係者はご応募いただけません (関係者＝会員の配偶者、親、子、クラブがスポンサーしている団体、及びソロプチミスト会員が運営管理に携わっている団体) <p>*法人は対象としませんが、特定非営利活動法人と社会福祉法人はご応募いただけます</p>
<p>ソロプチミスト日本財団 災害復興援助 [援助事業]</p>	<p>趣旨にかなっている団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国の国家的表彰を受けていないこと(大臣表彰は問いません) ・過去5年間に当財団の賞や援助等を受けた団体は援助事業にご応募いただけません ・なお、本助成を受けた団体は、贈呈した援助金を使い切り『使途報告書』を提出すれば、提出の翌年度から「災害復興援助」に限りご応募いただけます ・ソロプチミスト会員および関係者はご応募いただけません (関係者＝会員の配偶者、親、子、クラブがスポンサーしている団体、及びソロプチミスト会員が運営管理に携わっている団体) <p>*法人は対象としませんが、特定非営利活動法人と社会福祉法人はご応募いただけます</p>

Q4 大学院生や短期大学生は学生ボランティア賞へ応募できないのですか？

A ご応募いただけます。

学校教育法の規定により、大学院および短期大学は大学に含まれると考えます。

Q5 推薦状はどのような人を書いていただければよいのでしょうか？

A 「社会ボランティア賞」と「学生ボランティア賞」の推薦者は、ソロプチミスト会員でない成人1名です。

なお、応募者が団体の場合は応募団体に所属していない人として扱います。

Q6 応募書類はパソコンで作成してもいいのでしょうか？

A 提出書類は全て、パソコンで作成していただいても、自筆でもかまいません。

パソコンで作成する場合は、記載事項の漏れがないようご注意ください。また必ず、枚数制限をお守りください。「別紙の通り」などとして、提出書類が枚数制限を超える場合は、超過分を選考資料といたしません。なお、パソコンで作成したものを、該当する欄に貼り付けていただいても結構です。自筆で記入する場合は、黒のペンまたはボールペンで記入してください。フリクションペンなどの消えるペンや鉛筆は使用不可です。

*入力可能な応募書類(PDFファイル)があります。ご入用の方は、推薦クラブへご依頼ください。

Q7 応募申請書の用紙は白色でもかまいませんか？

A 用紙は白色でも結構です。

コピーして記入される場合、各自で作成される場合、いずれも、白い用紙をお使い下さい。

Q8 添付書類の注意点はありますか？

A A4判の用紙を使用し、必ず、枚数制限内にまとめて下さい。

社会ボランティア賞と学生ボランティア賞は『応募申請書』の裏面に、活動資金援助と災害復興援助はA4判・片面・1枚にまとめて下さい。

制限枚数以上の資料や、本やCD、ウェブページなどのURLやQRコードは選考資料といたしません。

A 重ならないよう、はみ出ないように貼って下さい。

新聞や雑誌に掲載された記事や写真などの添付書類は、重なる部分がないように、また、はみ出ないように貼って下さい。重なった記事の下の部分、A4用紙からはみ出た部分は、資料をコピーした時に写らないため、選考資料になりません。

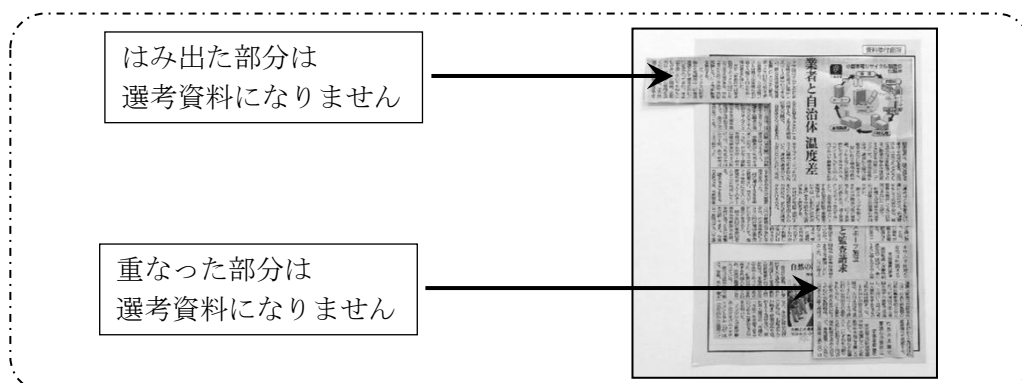
A 掲載された新聞名や雑誌名と掲載年月日を明記して下さい。

記事を添付する場合は、掲載された新聞名や雑誌名とともに、掲載年月日を明記して下さい。

記事のコピーを添付いただいても構いませんが、鮮明さに欠けるため、できるだけ原本を添付して下さい。

A 縮小する場合は、読める程度の大きさにして下さい。

新聞や雑誌に掲載された記事を縮小コピーして添付していただいても構いませんが、文字が小さすぎると選考委員は読むことができませんのでご注意ください。



Q9 受賞の発表は、いつ、どのような形で行われますか？

A 9月初旬の発表を予定しています。

当財団から推薦クラブを通じて受賞や援助決定をお知らせします。

また、当財団ホームページにおいても「受賞者一覧」を掲載いたします。

留意事項

書類の作成について

- ・申請書や添付書類の枚数超過が多く見られます。制限枚数以上の資料は選考資料といたしませんので、十分にご注意ください
- ・応募書類は文字数制限を守って作成ください
- ・応募書類の中には、文字が小さい、行間が狭いなどの読みづらい書類がございます。
選考委員が読みやすい書類を作成ください
- ・応募者名と記載内容にずれがある場合がございますのでご注意ください
 - * 個人での応募であるが、グループとしての活動しか記載されていない
 - * 団体での応募であるが、代表者個人を推薦している など
- ・活動内容は具体的に書いて下さい。活動内容がわからないと評価につながりません

学生ボランティア賞について

『応募申請書』は、活動している学生本人が作成していることを確認して下さい。
毎年、学校長や顧問など、活動の指導者が作成しているものが含まれています。

⇒ 学生が作成していない場合は、財団選考において、受賞対象といたしませんので十分にご注意ください。

団体での応募は、学校が関わっている場合、応募者名が「〇〇学校 生徒会」や「△△学校 ××部」など、生徒が活動主体であることがわかる名称になっていることをご確認ください。

活動資金援助・災害復興援助について

- ・『貸借対照表』および『収支(損益)計算書』各1式(決算承認されている直近の1事業年度分)が揃っていない場合、書類不備となりますのでご注意ください。備付していない場合は、上記に準じた会計書類のコピーを提出して下さい。ご不明な点がございましたら、直接、当財団事務局(075-341-8825)へお問い合わせ下さい
- ・使途、金額を明示して下さい。援助金がどのように使われるのかが具体的にわからなければ評価につながりません

法人等の応募

原則として、法人は、顕彰事業と援助事業の対象といたしません。

ただし、特定非営利活動法人は「社会ボランティア賞」「活動資金援助」「災害復興援助」に、また社会福祉法人は「活動資金援助」「災害復興援助」にご推薦いただけます。

受賞の取消

受賞者または援助金贈呈先に応募資格がないと認められたときは、遡って受賞または贈呈を取り消すことがあります。

《 各事業の趣旨 》

社会ボランティア賞	当財団定款に掲げるいずれかの分野に該当する活動を対象に、地域社会のニーズに適合した地域密着型のボランティア活動を継続的に行い、誠実に責任を果たしている人を称えます
学生ボランティア賞	学生ならではの視点で当財団定款のいずれかの事業に掲げる各分野に該当するボランティア活動を継続的に行い、誠実に責任を果たしている学生を称えます
ソロプチミスト日本財団 活動資金援助	資金困難な状況の中で地域社会のニーズに応えようと努力している団体へ活動資金を提供することにより、そのボランティア活動が継続できるよう援助します
ソロプチミスト日本財団 災害復興援助	被災地における復興のための活動ならびに日本各地における被災者支援のための活動を実施している団体へ活動資金を提供することにより、そのボランティア活動が継続できるよう援助します

定款の事業に掲げる分野

- (1) 女性の人権の尊重並びに地位向上を目的とする活動への顕彰及び支援
- (2) よりよい社会の形成と発展を推進するための活動や不当な差別及び偏見を抑止する活動に対する顕彰及び支援
- (3) 男女共同参画社会の推進活動に対する顕彰及び支援
- (4) 児童及び青少年の健全育成活動に対する顕彰及び支援
- (5) 自然環境保護活動に対する顕彰及び支援
- (6) 開発途上国等への国際協力活動に対する顕彰及び支援
- (7) 人々の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする活動に対する顕彰及び支援

《 応募者について 》

名称	顕彰事業		援助事業	
	社会ボランティア賞	学生ボランティア賞	ソロプチミスト 日本財団 活動資金援助	ソロプチミスト 日本財団 災害復興援助
受賞者 援助金贈呈先	年次贈呈式にご招待 壇上で、ご本人に賞状と 目録を贈呈します		年次贈呈式にご招待いたしません 年次贈呈式において推薦クラブへ目録等を贈呈します。 【贈呈式後に推薦クラブより お受け取りください】	